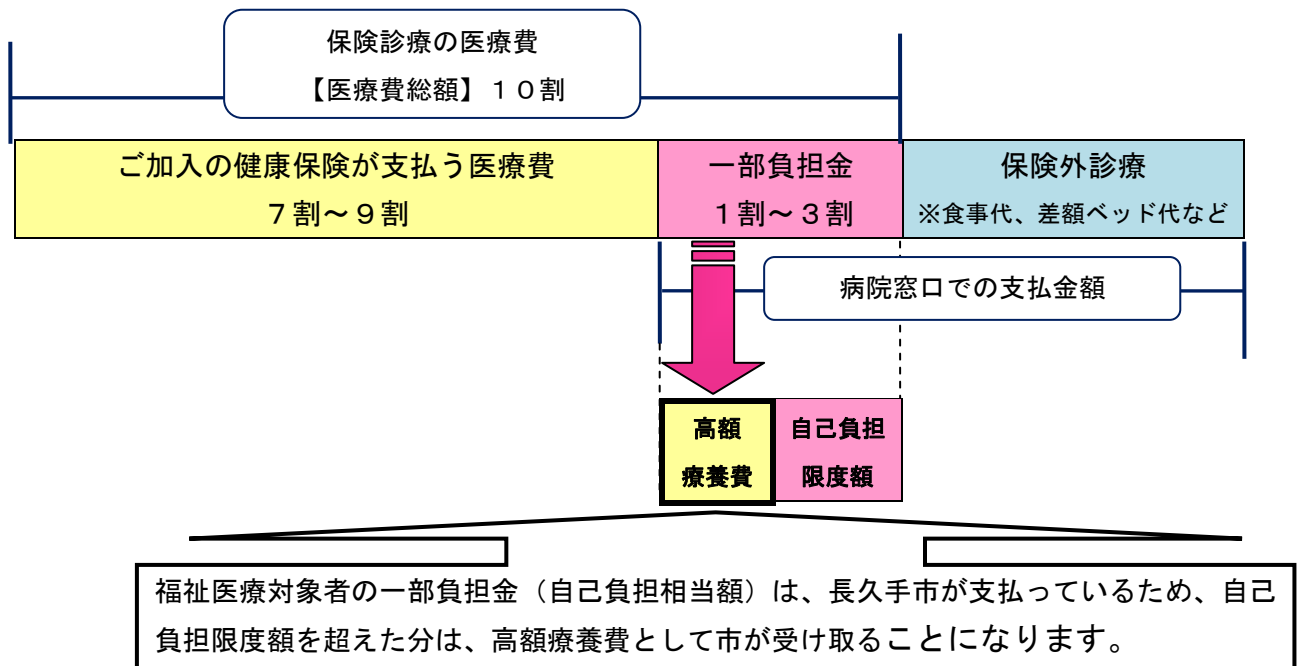


高額療養費支給制度について

1 高額療養費支給制度とは…

同じ月の内に受けた保険診療分医療費の一部負担金が一定の金額を超えた場合に、保険者（健康保険組合等）がその超えた額を負担するものです。



2 自己負担限度額について

自己負担限度額は、下表のとおりです。

過去12か月以内に4回以上高額な診療を受けた場合、4回目からは、自己負担限度額が右列のとおりになります。

自己負担限度額（月額）

所得区分	総所得金額	3回目まで	4回目以降 (過去12か月以内)
上位所得者	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円